

○ 専門職大学に関し必要な事項を定める件

平成二十九年九月八日
文部科学省告示第一〇九号

最終改正 令四・九・三十文科告百三十

専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第十一条第一項第一号、同条第三項、第十八条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第二十九条第一項第三号、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第七十七条及び第七十八条の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を次のように定める。

第一条 専門職大学設置基準第十一条第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号(大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件)の規定を準用する。

第二条 専門職大学設置基準第十一条第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとはみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第十九号(大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件)の規定を準用する。

第三条 専門職大学設置基準第十八条第二項の規定に基づき、専門職大学が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第五十一号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第一項」と、「大学設置基準第二十一条」とあるのは「専門職大学設置基準第二十八条」と読み替えるものとする。

第四条 専門職大学設置基準第十八条第四項の規定に基づき、専門職大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第四十三号(大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件)の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第四項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第四項」と読み替えるものとする。

第五条 専門職大学設置基準第二十五条第一項の規定に基づき、専門職大学が単位を与えることのできる学修については、平成三年文部科学省告示第六十八号(大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件)の

規定を準用する。この場合において、「大学において大学教育」とあるのは「専門職大学において専門職大学教育」と、「第八十三条に規定する大学」とあるのは「第八十三条の二第一項に規定する専門職大学」と読み替えるものとする。

第六条 専門職大学設置基準第二十六条第四項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果(当該専門職大学において専門職大学の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。)を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p> <p>一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条の二第</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を三十単位を超えない範囲で与える。</p>

<p>臨地実務実習</p>	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業における実務上の業績を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を二十単位を超えない範囲で与える。</p>
<p>一 項に規定する専門職大学の目的に照らして適切なものであること</p> <p>ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>		

第七條

専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この項において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- 二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。
- 三 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。
- 四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。
- 五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

2 専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 連携実務演習等の授業（以下この項において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において専門職大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。
 - 二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
 - 三 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。
 - 四 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
 - 五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。
- 第八條** 専門職大学設置基準第六十二条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第百六十四号（大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十二条第一項」と、「大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大学が国際連携学科」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。
- 第九條** 専門職大学設置基準第六十三条第二項の規定（同令第六十九条により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学等と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十三条第二項」と、「同令第五十六条の二」とあるのは「同令第六十九条」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。
- 第十條** 専門職大学設置基準第七十七条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設

ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十七条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は菓学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

附則（令三・二・二六文科告二〇）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（令四・三・十七文科告三十三）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和四年八月一日から施行する。

附則（令四・九・三十文科告百三十）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。